

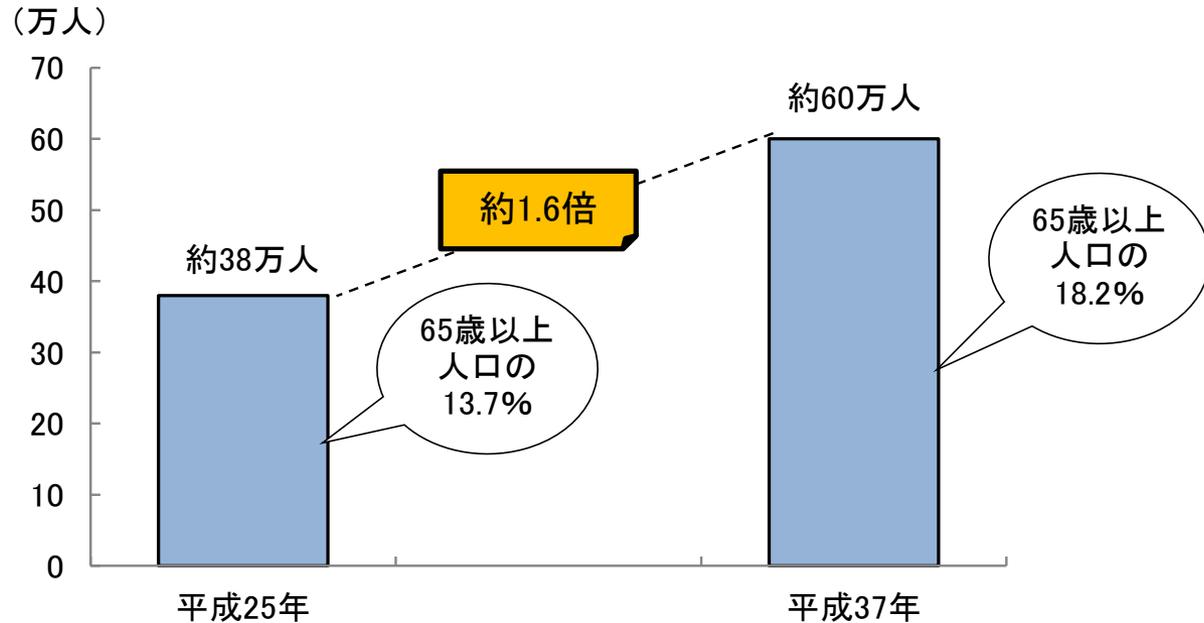
関連資料①

- | | | | |
|---|-----------------------|-------|---|
| 1 | 認知症の人と家族を支える地域づくりについて | | 2 |
| 2 | 介護予防と健康寿命の延伸について | | 8 |

1 認知症の人と家族を支える 地域づくりについて

何らかの認知症の症状がある高齢者の推計【東京都】

都内で要介護(要支援)認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人(認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上)は、平成25年11月時点で約38万人に上り、平成37年には約60万人に増加すると推計されている。

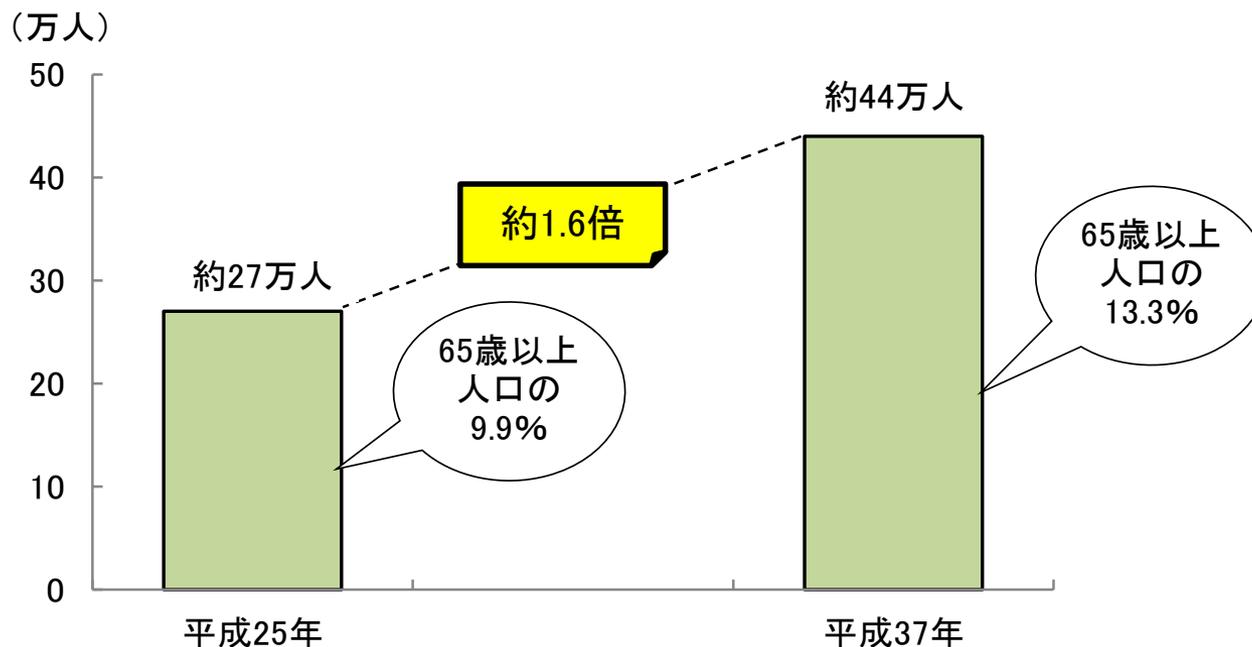


《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

	自立	日常生活自立度 I からMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症の症状がある	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立している。
	II (a, b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)
	III (a, b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
	IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。

見守り又は支援の必要な認知症高齢者の推計【東京都】

見守り又は支援の必要な認知症高齢者(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)は、平成25年11月時点の約27万人から、平成37年には約44万人に増加すると推計されている。



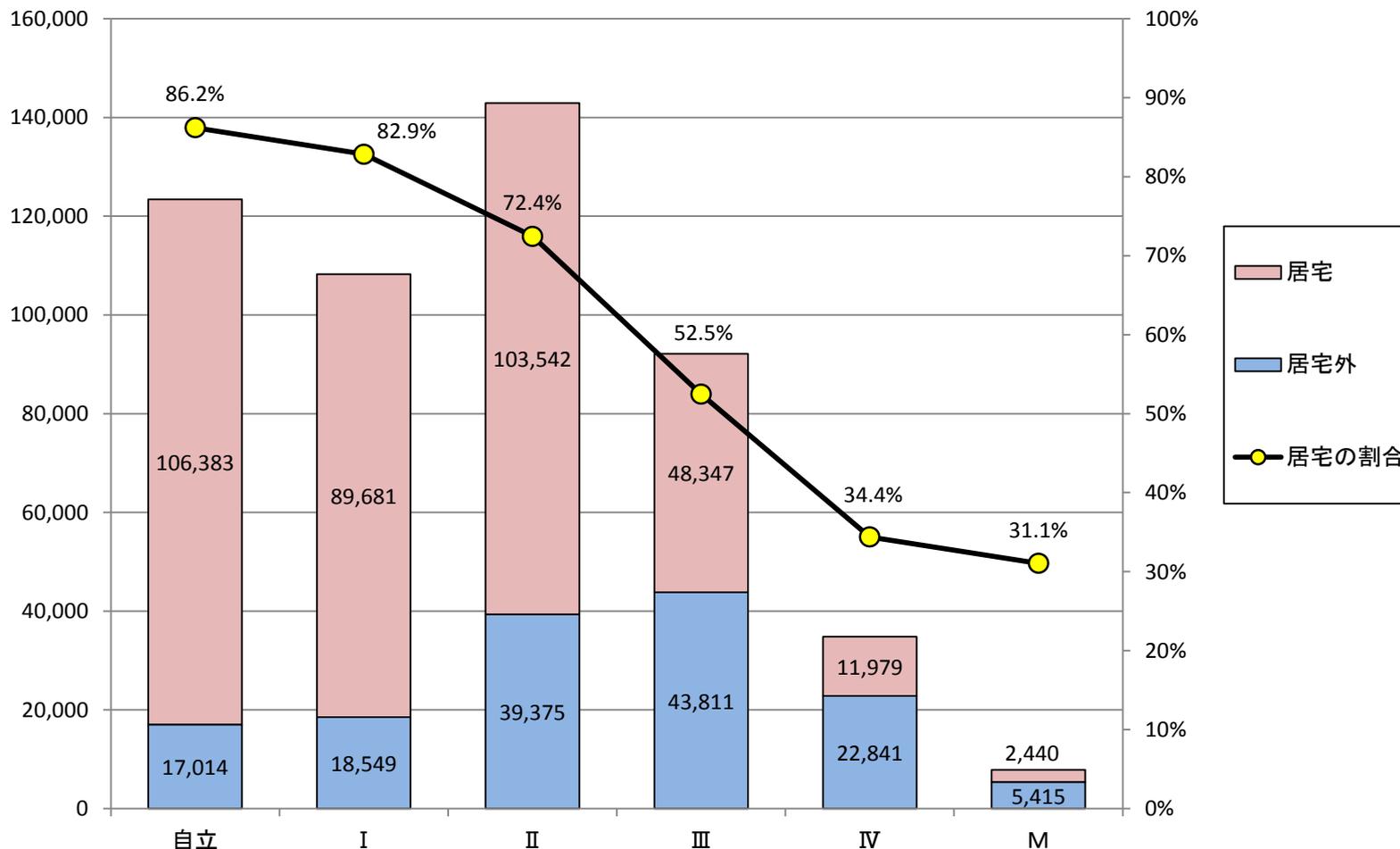
《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

		自立	日常生活自立度ⅠからMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症の 症状がある	見守り又は 支援が必要	Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的に ほぼ自立している。
		Ⅱ(a、b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)
		Ⅲ(a、b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、 介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
		Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。
		M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、 専門医療を必要とする。

出典:東京都福祉保健局高齢社会対策部「要介護者数・認知症高齢者数等の分布調査」(平成25年11月)を基に推計

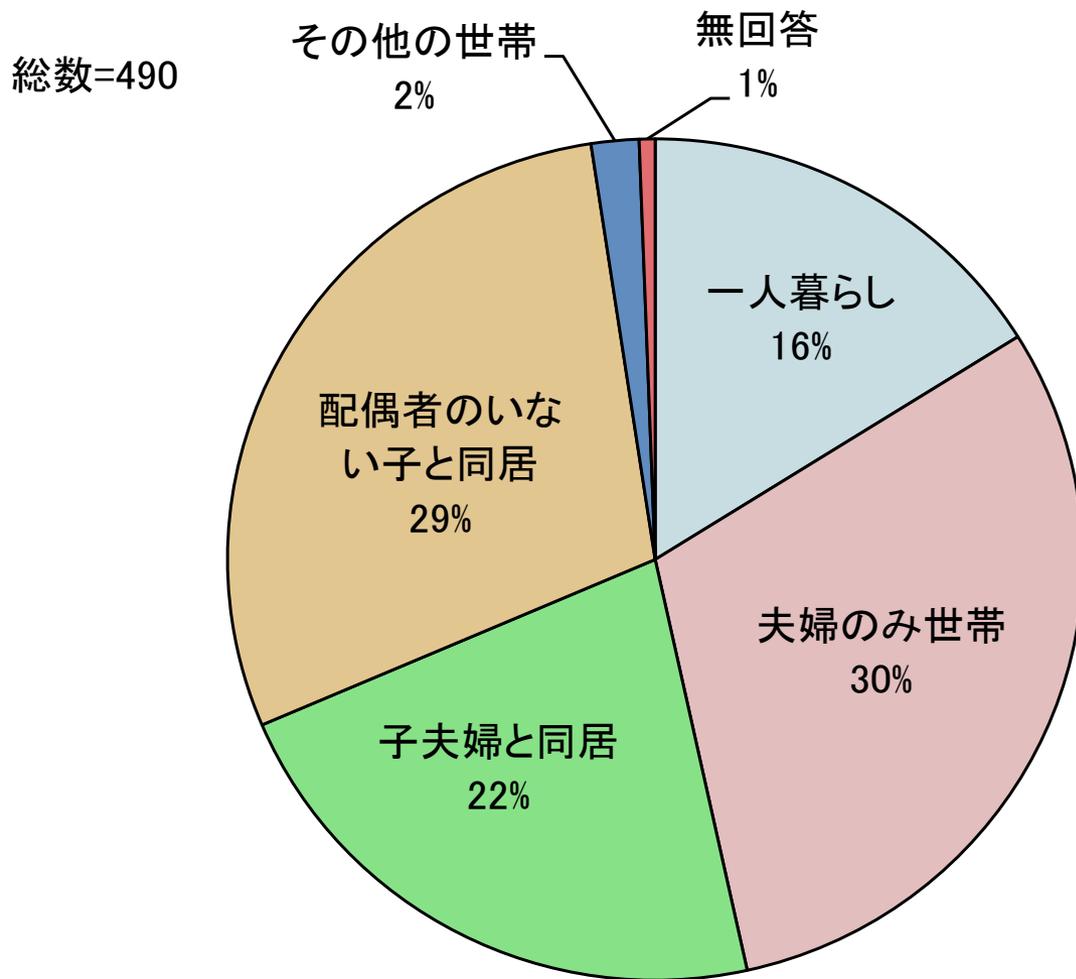
認知症高齢者の日常生活自立度別の居住場所【東京都】

何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の66.2%が、また、見守り又は支援の必要な認知症の人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は59.8%が、在宅（居宅）で生活している。



在宅で生活している認知症が疑われる人がいる世帯の状況

在宅で生活している認知症が疑われる人のうち、16%は一人で暮らしており、夫婦のみの世帯も30%に達している。今後は、一人暮らし高齢者が更に増加するとともに、世帯構成員が減少していくことが予測されている。



希望する高齢期の住まい【東京都】

在宅で生活している65歳以上の高齢者に対して、希望する高齢期の住まいについて聞いたところ、「在宅で暮らしたい」人の割合が最も多く、58.7%となっている。

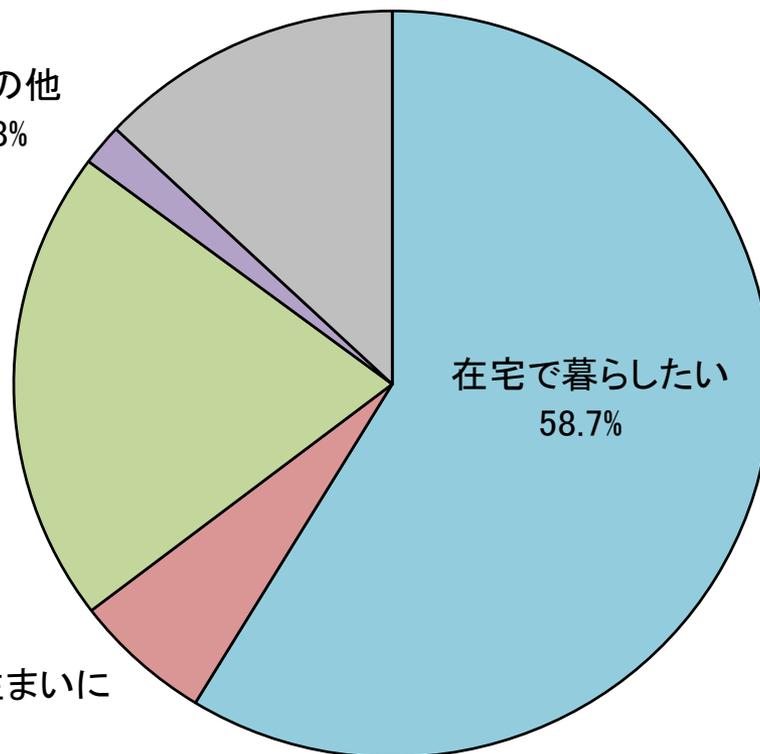
総数=3,279人

分からない
13.0%

その他
1.8%

介護が必要になったら、高齢者向け
住まいに住み替えたい 20.6%

健康なうちに、高齢者向け住まいに
住み替えたい 5.9%



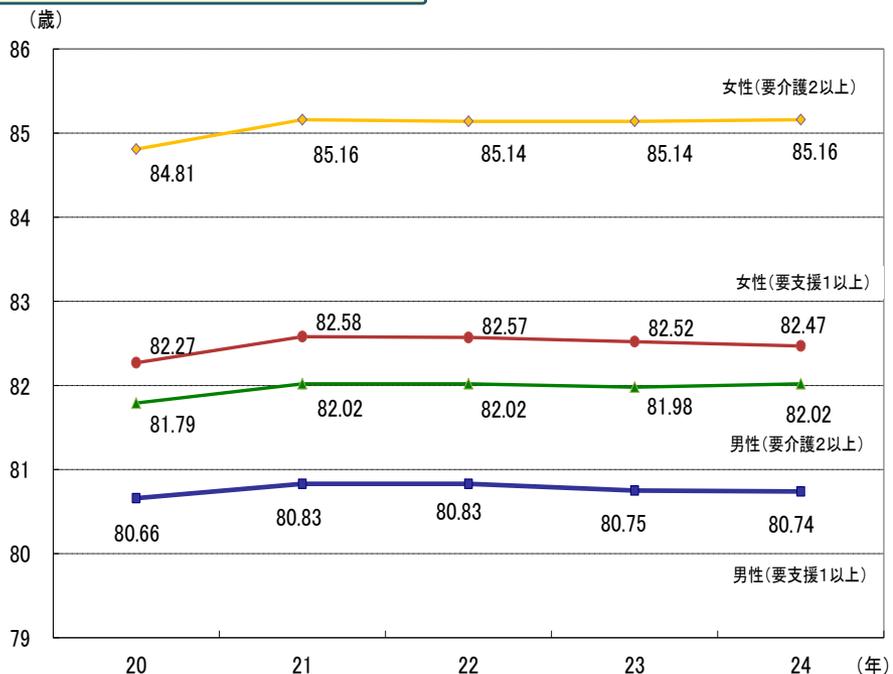
(注1)本調査において、高齢者向け住まいとは、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅、シルバーピアを指す。

(注2)「介護が必要になったら、特別養護老人ホームに入居したい」と回答した人の割合は10.3%となっている。(「介護が必要になったら、高齢者向け住まいに住み替えたい」の内数)

2 介護予防と 健康寿命の延伸について

65歳健康寿命・65歳平均余命の推移【東京都】

① 65歳健康寿命の推移



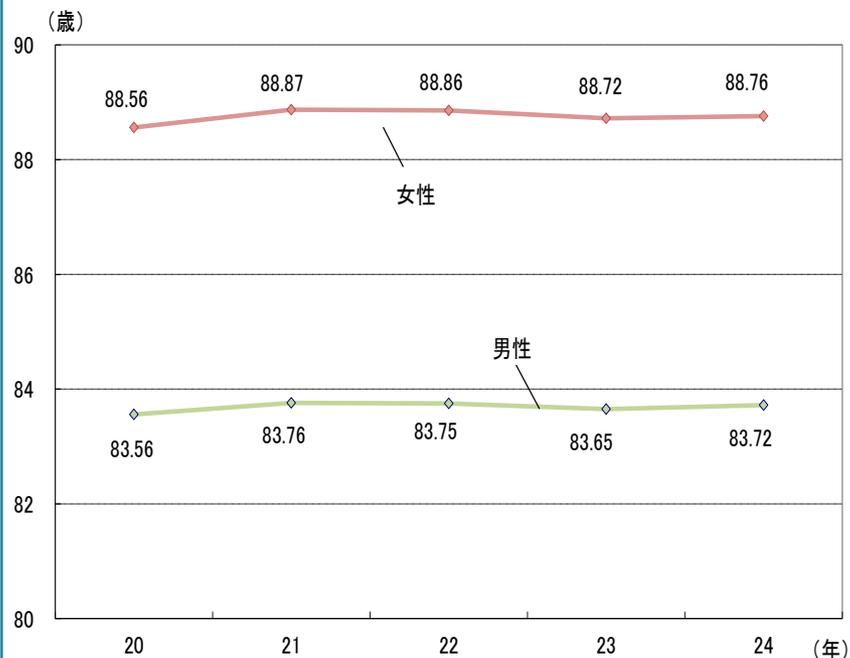
出典:東京都福祉保健局「65歳健康寿命(東京都保健所長会方式<※>)」

<※>65歳健康寿命(東京都保健所長会方式)

65歳の人が何らかの障害のために要介護(要支援)認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表すもの。「65歳健康寿命=65歳+当該認定までの平均自立期間」とした。平均自立期間の算出には、要支援1以上の認定を受けるまでの期間と、要介護2以上の認定を受けるまでの期間を平均自立期間とする2種類を用いている。各区市町村の65歳健康寿命は、

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/plan21/65kenkou.html>
参照

② 65歳平均余命の推移



出典:厚生労働省「簡易生命表」

<※>65歳平均余命

65歳の人、65歳以降生存する年数の平均値をとったもの。65歳平均余命のグラフは、65歳平均余命に65歳を加えて表示している。

社会参加と介護予防効果の関係について

調査方法

2010年8月～2012年1月にかけて、北海道、東北、関東、東海、関西、中国、九州、沖縄地方に分布する31自治体に居住する高齢者のうち、要介護認定を受けていない高齢者169,201人を対象に、郵送調査(一部の自治体は訪問調査)を実施。

112,123人から回答。
(回収率66.3%)

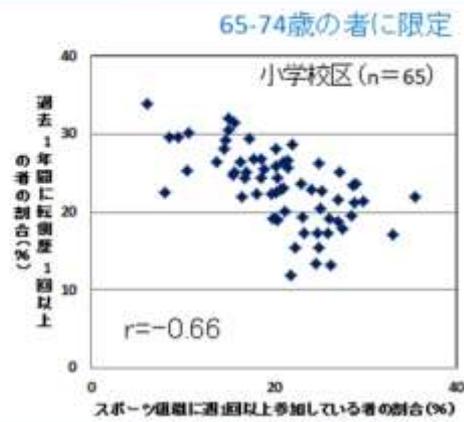
【研究デザインと分析方法】

研究デザイン: 横断研究
分析方法: 地域相関分析

JAGES(日本老年学的評価研究)プロジェクト



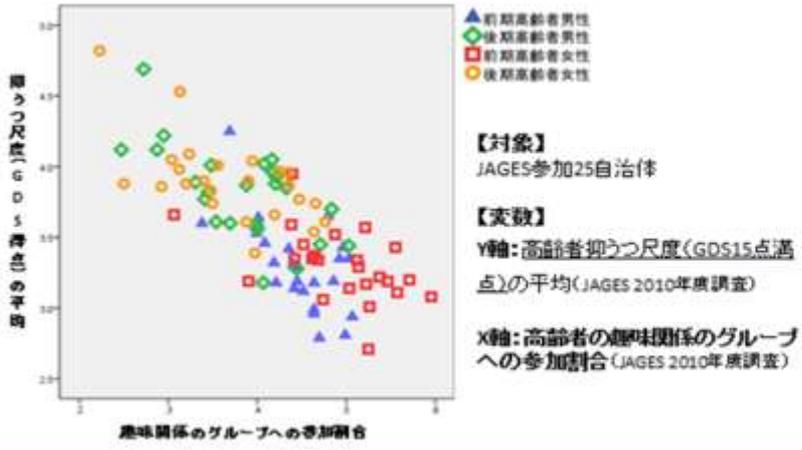
スポーツ組織への参加割合が高い地域ほど、過去1年間に転倒したことがある前期高齢者が少ない相関が認められた。



6(保健者(9自治体)の要介護認定を受けていない人に郵送調査に回答した29072人(回収率62.4%)

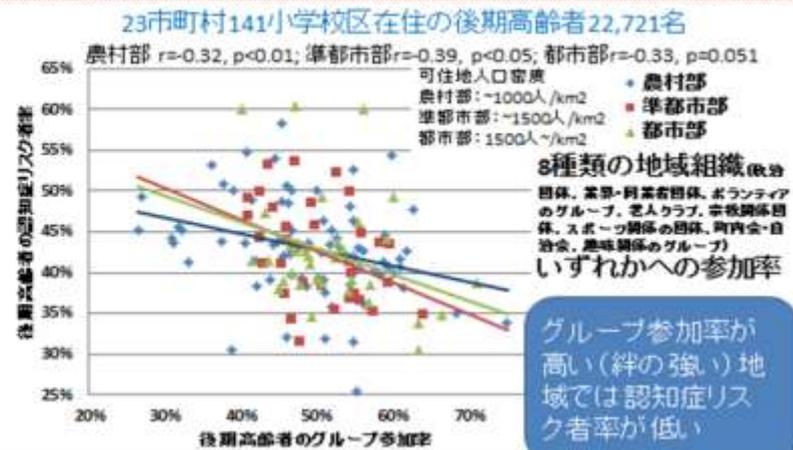
転倒率: 11.8%~33.9%
スポーツ組織参加率が高い小学校区では転倒者の割合が少ない

趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど、うつ得点(低いほど良い)の平均点が低い相関が認められた。



図表については、厚生労働科学研究班(研究代表者:近藤克則氏)からの提供

ボランティアグループ等の地域組織への参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する後期高齢者の割合が少ない相関が認められた。



関連資料②

(参考) 東京都の関連施策について

～東京都高齢者保健福祉計画《平成27年度～平成29年度》(平成27年3月)より～

- | | |
|---------------------|------|
| 1 認知症対策の総合的な推進 | ……12 |
| 2 介護予防の推進と支え合う地域づくり | ……21 |

1 認知症対策の総合的な推進

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要

- ◆ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加。
平成24年：462万人(約7人に1人) ⇒ 平成37年：約700万人(約5人に1人)
- ◆ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

新オレンジプラン(平成27年1月)の基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ◆ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ◆ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ◆ 策定に当たっては、認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

7つの柱

- ①認知症への理解を深めるための**普及・啓発**の推進
- ②認知症の容態に応じた**適時・適切な医療・介護等**の提供
- ③**若年性認知症施策**の強化
- ④認知症の人の**介護者への支援**
- ⑤認知症の人を含む高齢者に**やさしい地域づくり**の推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の**研究開発**及びその成果の普及の推進
- ⑦**認知症の人やその家族の視点**の重視

資料：厚生労働省公表資料

オレンジ色は認知症支援のシンボルカラーです。

地域支援事業の円滑な実施に向けた支援

● 地域支援事業における「認知症総合支援事業」の内容

① 認知症初期集中支援推進事業

認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する「**認知症初期集中支援チーム**」を、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に設置する。

② 認知症地域支援・ケア向上推進事業

区市町村ごとに、認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「**認知症地域支援推進員**」を設置し、一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上、多職種の協働研修、在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の取組を推進する。

- 平成30年4月までに全ての区市町村が、事業に主体的に取り組むことが法定。
- 各区市町村の取組状況を把握した上で、地域支援事業の円滑な実施に向けた支援を実施

地域連携の推進と専門医療の提供

- ❁ 認知症の人と家族を地域で支える医療体制を構築するために、都は、平成24年度に、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である認知症疾患医療センターを、島しょ地域を除く二次保健医療圏に1か所ずつ、12病院を指定した。
- ❁ 認知症の診断・治療を行う専門医療機関が都内各地域に存在しているが、認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制、地域におけるかかりつけ医と専門医療機関の連携体制は、まだ十分に構築されているとは言えない。

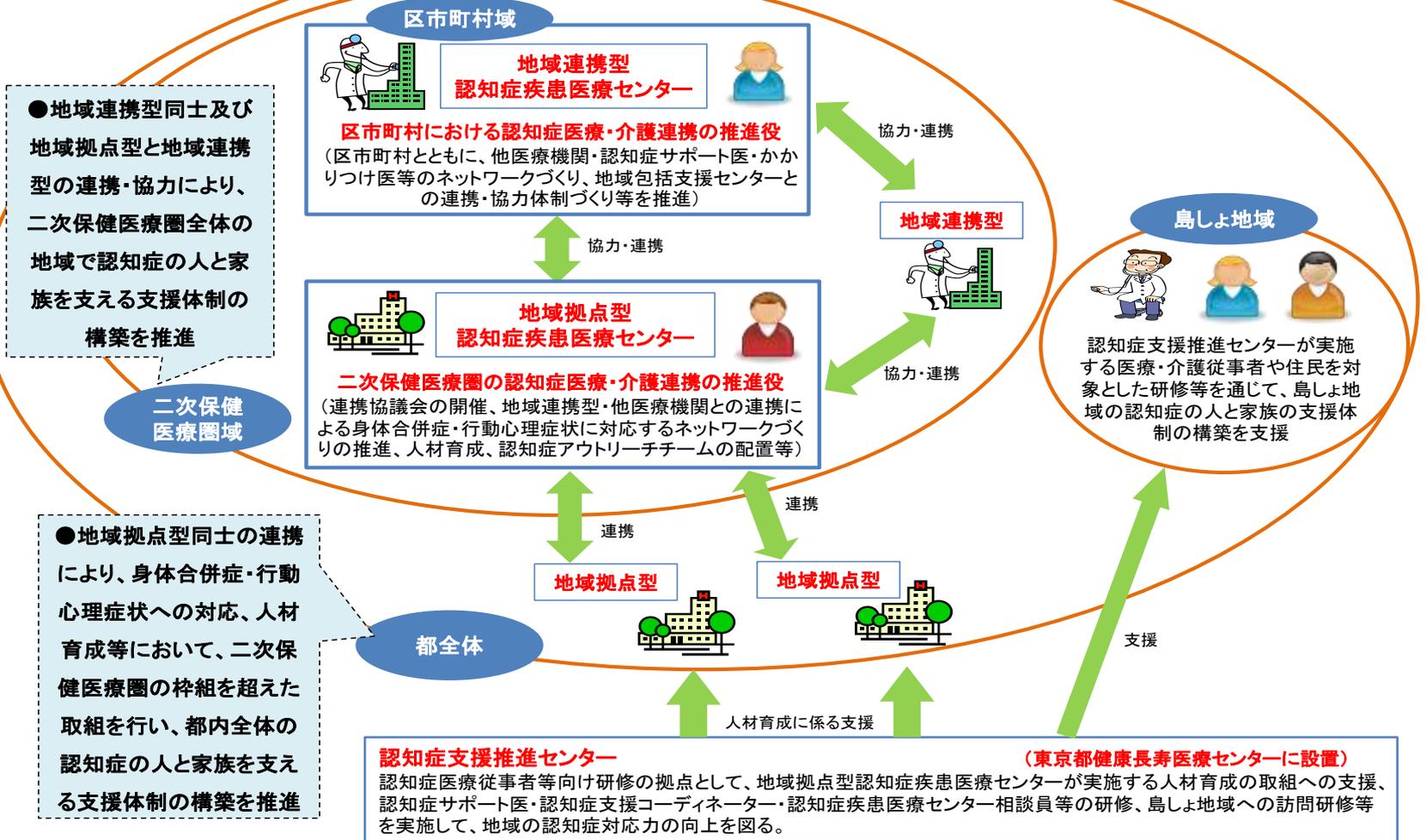
認知症疾患医療センターの指定状況（平成26年度末）



- | | | | |
|------|------------------------|-------|--------------------|
| 区中央部 | ① 順天堂大学医学部附属順天堂医院 | 区東部 | ⑦ 順天堂東京江東高齢者医療センター |
| 区南部 | ② 公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院 | 西多摩 | ⑧ 青梅成木台病院 |
| 区西南部 | ③ 東京都立松沢病院 | 南多摩 | ⑨ 平川病院 |
| 区西部 | ④ 浴風会病院 | 北多摩西部 | ⑩ 国家公務員共済組合連合会立川病院 |
| 区西北部 | ⑤ 東京都健康長寿医療センター | 北多摩南部 | ⑪ 杏林大学医学部附属病院 |
| 区東北部 | ⑥ 大内病院 | 北多摩北部 | ⑫ 薫風会山田病院 |

認知症疾患医療センターの整備

地域拠点型・地域連携型認知症疾患医療センターによる地域連携のイメージ



■ 認知症の人と家族に対する地域における支援体制を構築するため、医療機関相互や医療と介護の連携の推進役である**認知症疾患医療センター**を島しょ地域を除く全区市町村に設置していく(地域拠点型12施設、地域連携型41施設)。

●パンフレット「知って安心 認知症」の活用による普及啓発

認知症の人にやさしいまち 東京を目指して

知って安心 認知症



- ❶ 認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気です……………1 ページ
- ❷ 認知症とは？……………2 ページ
- ❸ 認知症の予防につながる習慣……………3 ページ
- ❹ 認知症に早く気づくことが大事！……………4 ページ
- ❺ 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう！……………5 ページ
- ❻ 認知症になるとどのように感じるの？……………7 ページ
- ❼ 認知症の人を支えるために……………8 ページ
- ❽ こんな時はどこに相談したらいいの？……………9 ページ

東京都

6 認知症になると どのように感じるの？

…不安を感じる場合があります…

自分がこれまでとは違うことに、最初に気づくのは本人です。もの忘れによる失敗が増えることなどにより、「なんだかおかしい。」と感じることがあります。



「自分は今どこにいるんだろう。」とか、「この先自分はどこまでいけるんだろう。」、「自分は家筋に迷惑をかけているのではないか。」というような不安を感じるようになります。

…気分が沈んでうつ状態になる場合があります…

もの忘れや失敗が増えて、自分がそれまでできたことができなくなってしまうので、気分が沈んでうつ状態になることがあります。



うつ状態になると意欲が低下するので、それまでやっていた趣味活動をやめてしまったり、人とのコミュニケーションも少なくなってしまい、不活発な生活になってしまいます。

…怒りっぽくなる場合があります…

何か失敗をした時に、どうしていいかわからずにはげしい、いらいらしくなったり、不機嫌になったりすることがあります。



時には声をあげてしまったり、つい手を出してしまうことがあります。

7

■ 都民の認知症への理解と受診を促進するために作成したパンフレット「知って安心 認知症」を配布する等、区市町村と連携して、様々な媒体を活用した普及啓発の充実を図る。

認知症の人と家族を支える人材の育成

- ◆ 認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、これまでの生活との継続性の確保が必要であり、全ての介護サービス事業者が、認知症介護の基本を学ぶ必要がある。
- ◆ 認知症の人の急速な増加に伴い、認知症の医療に精通した医師や看護師の育成が急務となっている。加えて、地域包括支援センター、介護支援専門員等の認知症対応力の更なる強化が必要。

● 認知症介護従事者向け研修の実施

- ▶ 認知症介護実践者研修
- ▶ 認知症介護実践リーダー研修
- ▶ 認知症介護指導者養成研修
- ▶ 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ▶ 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ▶ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

● 認知症支援推進センターの設置

- ▶ 東京都健康長寿医療センターを、都内における認知症医療従事者等の研修の拠点と位置付け、各認知症疾患医療センターにおける人材育成の取組を支援するとともに、認知症サポート医フォローアップ研修(長期研修)、認知症疾患医療センター相談員研修、認知症支援コーディネーター研修、島しょ地域への訪問研修等を実施する。

● 認知症医療従事者向け研修の実施

- ▶ かかりつけ医認知症対応力向上研修
- ▶ 地域の病院勤務者(看護師)向けの研修
- ▶ 認知症多職種協働研修

認知症の人と家族を支える地域づくり

- ◆ 認知症の人と家族が安心して地域で暮らせるようにするためには、地域住民に認知症について正しく理解してもらい、地域全体で支えることが重要であり、地域の多様な人的資源・社会資源によりネットワークづくりを進めることや、孤立しやすい家族介護者を支援することが必要。

● 認知症の人を支える地域づくりへの支援

- ▶ 区市町村が主体となり、認知症サポーター等、認知症の人を支援する人材の活用、又は認知症の人が地域において社会的な活動ができる場の確保や提供に係る検討・試行や独自の取組を支援する。

● 若年性認知症総合支援センターの設置

- ▶ 若年性認知症の人に必要な多様な支援をひとつの相談窓口でコーディネートするとともに、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、地域での生活を支援する。

● 認知症の人と家族を支える医療機関連携型介護者支援事業

- ▶ 医療機関周辺等に認知症介護者支援の拠点を設け、医療機関の専門職と連携した介護者支援のための講座や交流会を開催し、介護者の孤立化防止等を図る区市町村の取組を支援する。

● 認知症高齢者の行方不明・身元不明対策

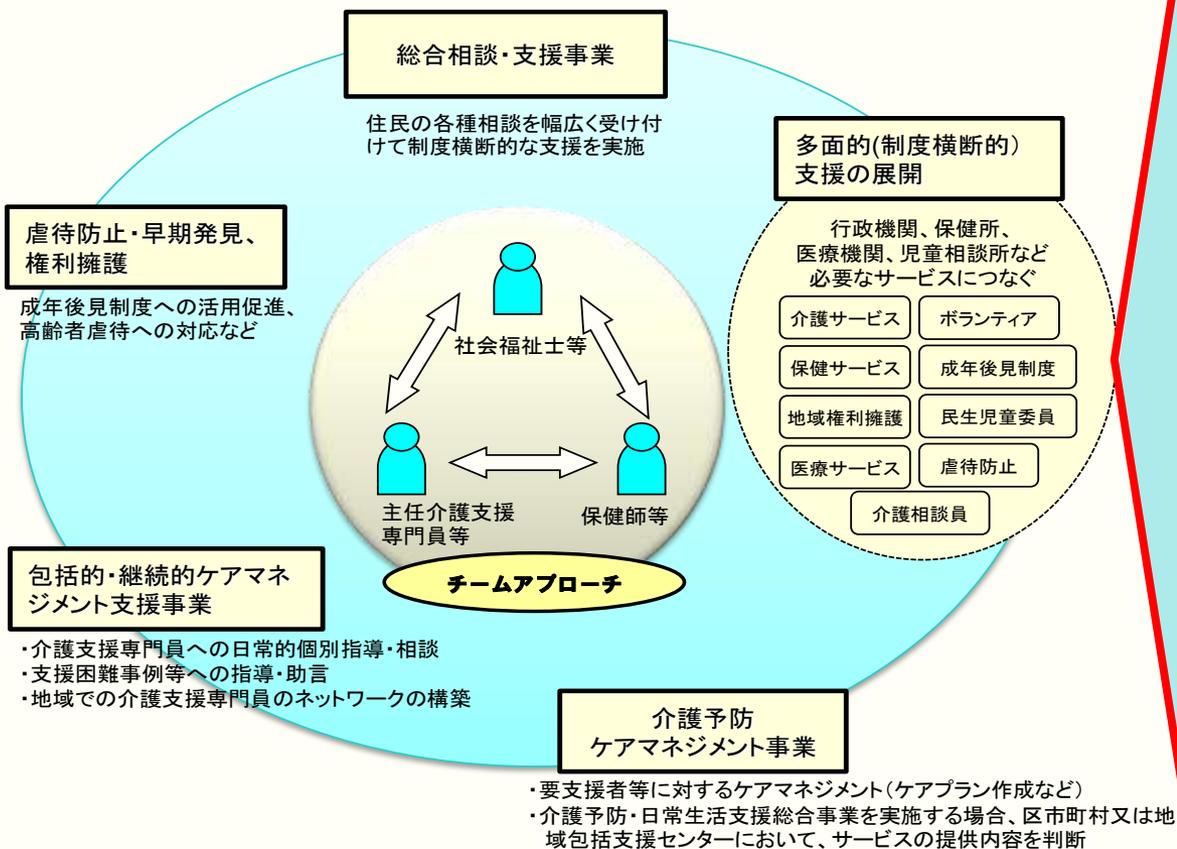
- ▶ 区市町村が自ら行方不明高齢者等の情報を更新し、いつでも最新情報を閲覧できる都独自の関係機関向けの情報共有サイトを構築し、認知症の人を地域で見守る取組を推進する。

2 介護予防の推進と 支え合う地域づくり

地域包括支援センターの機能強化

- 業務量が多く、総合相談業務や地域とのネットワーク構築に十分に取り組めていない等の課題がある。
- 地域支援事業の充実に対応するために、センターの機能を高めることが必要。

地域包括支援センターの業務



地域支援事業の充実・強化

在宅医療・介護連携

地区医師会等との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制を構築

認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員

早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりなど、認知症施策を推進

地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

生活支援コーディネーター

高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実

介護予防の推進

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもち生活できるような支援

● 機能強化型地域包括支援センター等設置促進事業

管内の地域包括支援センターを統括し、総合的に支援する**機能強化型地域包括支援センター**の設置を促進するとともに、地域における見守り機能を拡充する区市町村を支援することで、地域包括支援センター業務の実施体制の充実及び機能強化を図る。

● 地域包括支援センター職員研修事業

地域包括支援センターに配置される職員に対して、地域包括支援センターの意義、他の専門職との連携等の業務について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行う。

● 地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業

介護予防について幅広い知識と経験を持った**介護予防機能強化支援員**を配置する区市町村を支援するとともに、**介護予防に関する情報共有システム**を立ち上げ、相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、区市町村が円滑に新しい総合事業に移行できるよう支援する。

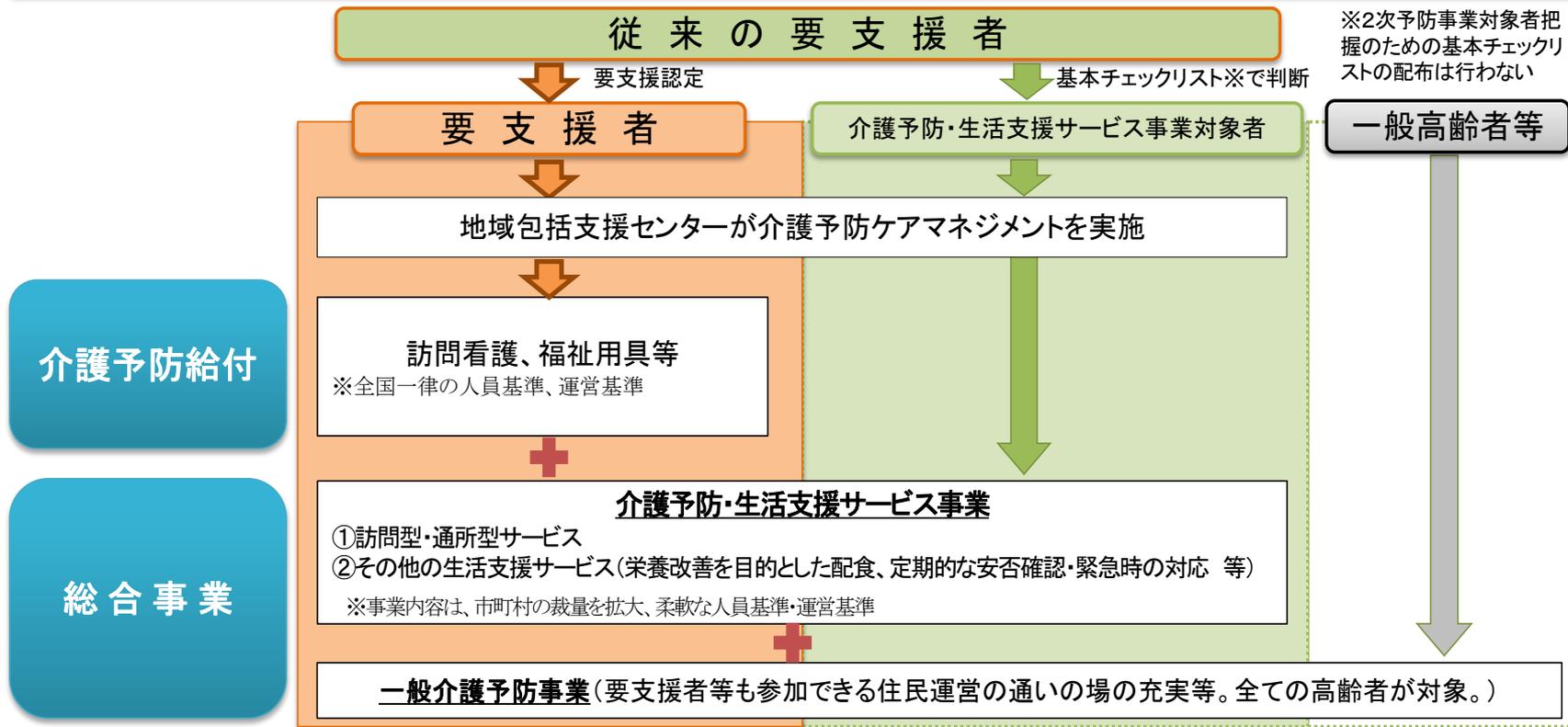
介護予防の推進

- 平成27年4月の介護保険制度改正で、予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行と生活支援サービスの充実などを内容とする、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が制度化された。
- 平成29年4月までに、全区市町村が新しい総合事業を実施することが義務付けられた。



資料：東京都調べ

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の概要

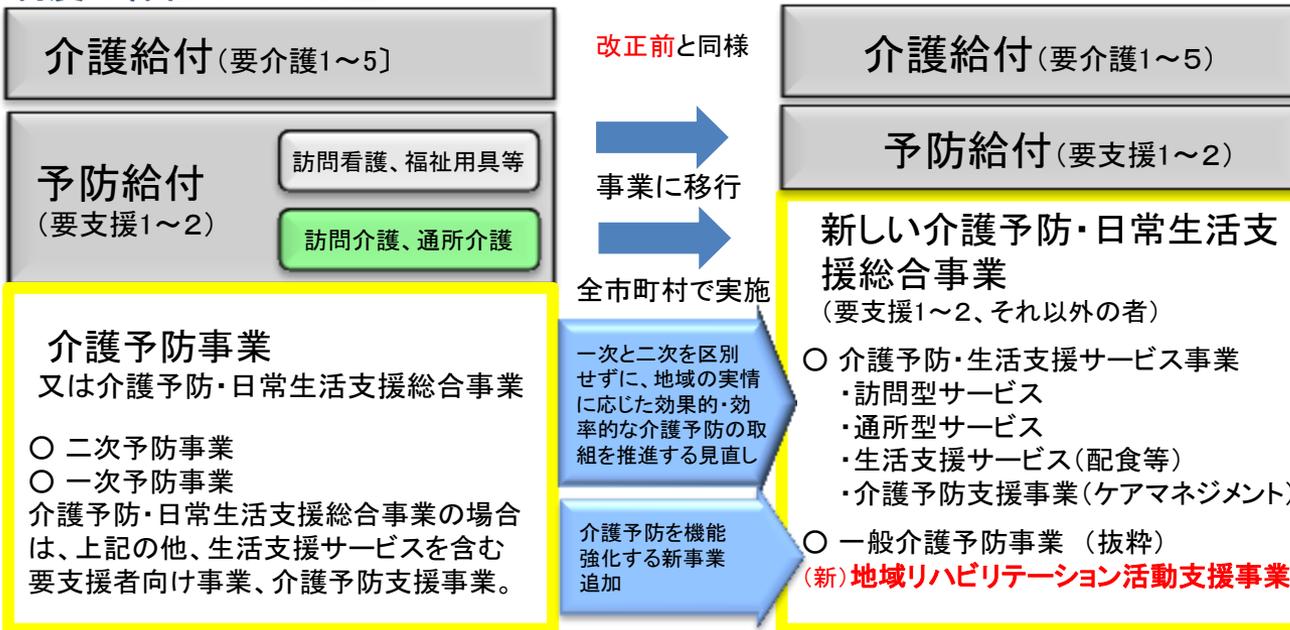


※2次予防事業対象者把握のための基本チェックリストの配布は行わない

資料：厚生労働省公表資料

これからの介護予防事業に関する都の支援策について

制度の枠組み (H27.4月改正)



課題

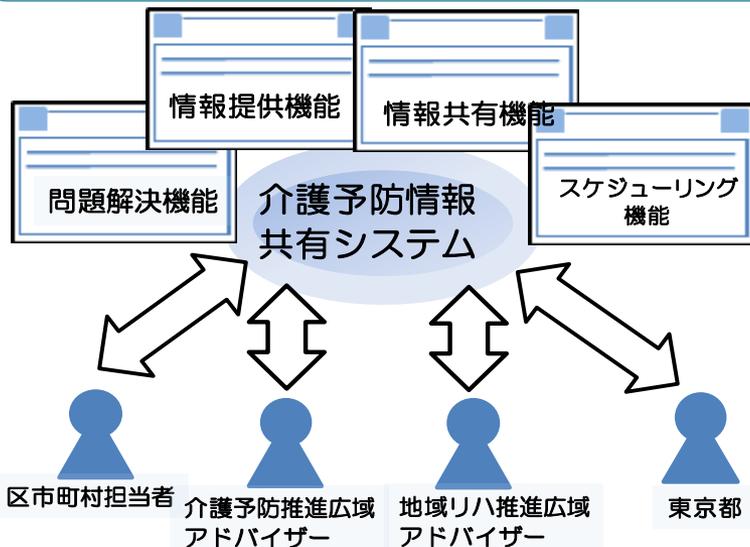
- ①新しい総合事業への円滑な移行支援
- ②リハビリテーション専門職を活用した介護予防事業の機能強化
- ③住民主体の運営による介護予防活動の拡充、通いの場の充実

都の平成27年度の取組

- 課題① 対応** **地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業**
- ① 介護予防機能強化支援員の配置 27予算：341,000千円
 - ② 介護予防情報共有システムの立ち上げ 27予算：12,350千円
介護予防に関する情報共有システムを立ち上げ、区市町村からの相談に対する助言、好事例などの情報共有を行う。
 - ③ 介護予防推進広域アドバイザーの設置 27予算：3,047千円
介護予防に関する幅広い知識・技術を有する専門家を「介護予防推進広域アドバイザー」として指定し、情報共有システム等において、アドバイザー機能を担うことにより、区市町村効果的・効率的な介護予防事業実施を支援する。
- 課題② 対応** **介護予防における地域リハビリテーション促進事業**
- 効果的・効率的な介護予防を推進するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した高齢者の自立支援に資する取り組みを支援する。
- ①地域リハ推進広域派遣アドバイザーの設置等 27予算：13,093千円
 - ②地域リハ専門人材育成研修 27予算：10,499千円
- 課題③ 対応** **地域づくりによる介護予防推進支援事業〔国事業、一部都単〕**
- リハビリテーションの理念を踏まえた、「心身機能」「活動」「参加」へのバランスのよい介護予防を行うために、モデル地域を選定し、国、都が協力して、元気高齢者と二次予防対象者を分け隔てることなく、体操などを行う住民運営の通いの場を充実するための個別支援を行う。

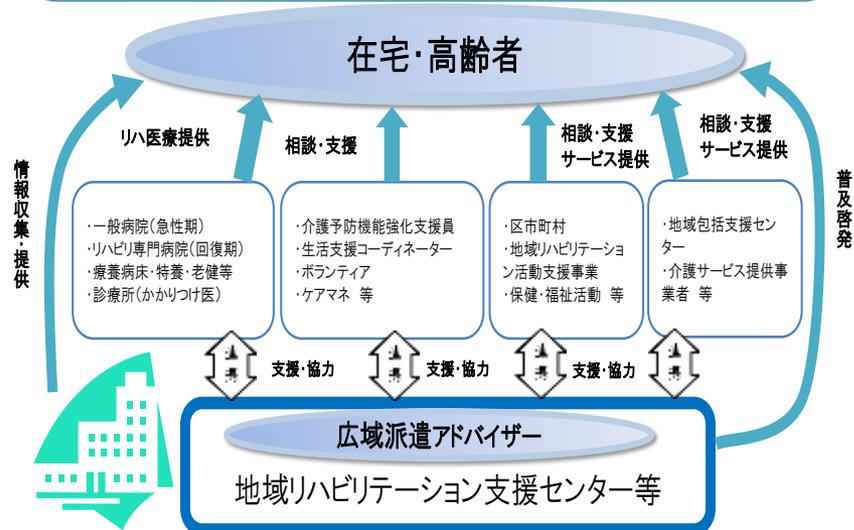
● 地域包括支援センター等における介護予防機能強化推進事業

- ▶ 介護予防機能の強化を図るため、介護予防について幅広い知識と経験を持った **介護予防機能強化支援員** を配置する区市町村を支援するとともに、**介護予防に関する情報共有システム** を立ち上げ、相談に対する助言や好事例などの情報共有を行うことにより、区市町村が円滑に新しい総合事業に移行できるよう支援する。



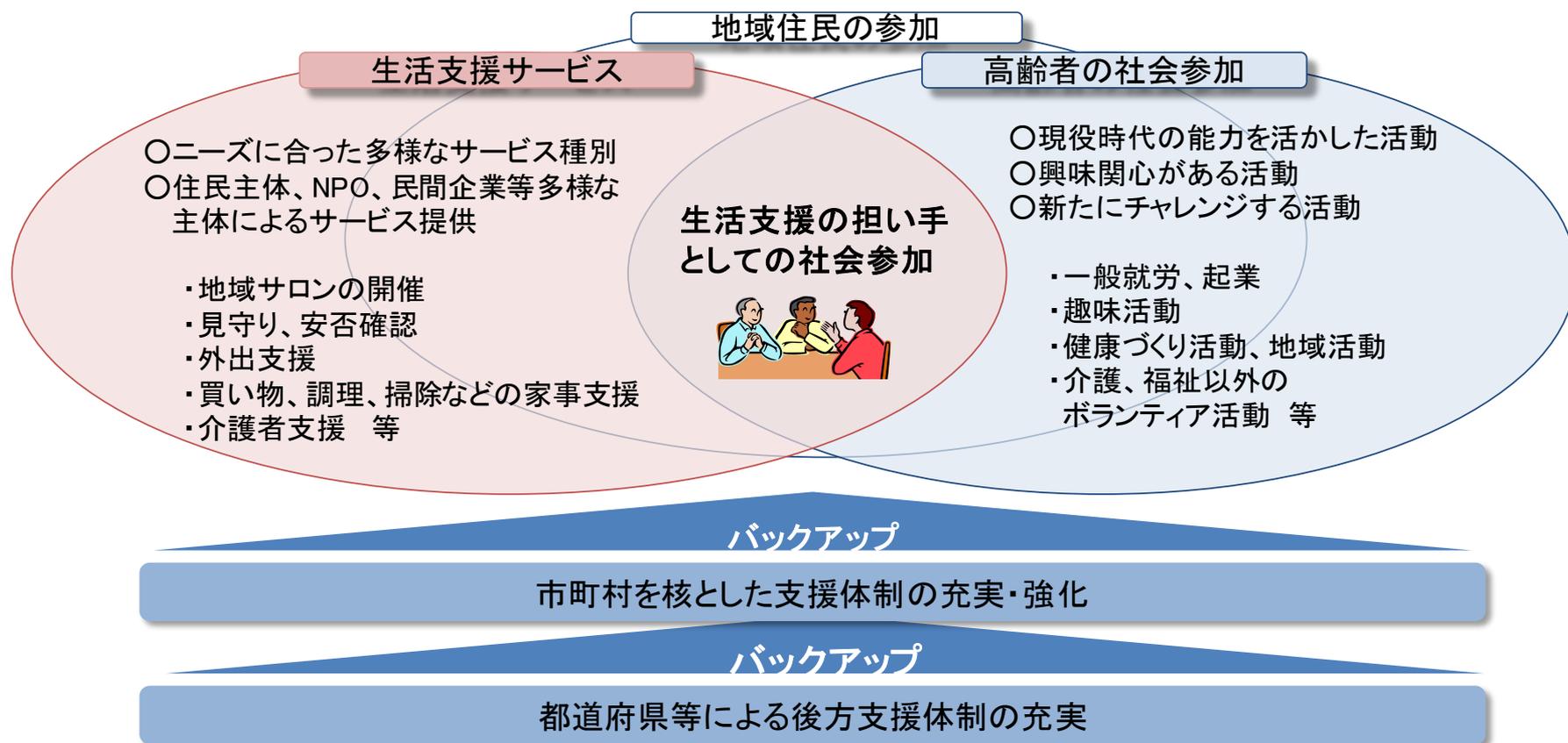
● 介護予防における地域リハビリテーション促進事業

- ▶ 地域においてリハビリテーションの専門職等を生かした効果的な介護予防を推進し、要支援者等の自立支援に資する取組の強化を図るため、**都の指定病院にアドバイザーを設置**して区市町村を支援するとともに、地域のリハビリテーション専門職を幅広く対象にした研修を実施し、高齢者の生活期リハビリテーションを支える人材を養成する。



生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 生活支援サービスは、ボランティア、NPO、民間事業者などの地域の様々な主体から提供されるものであり、高齢者の多様なニーズに応える柔軟なサービスとして重要。
- 生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターの配置などが、介護保険法の地域支援事業に位置付けられた。
- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手等として地域で社会的な役割を持って活動することは、高齢者自身の介護予防にもつながる。



● 生活支援コーディネーター養成研修事業

- ▶ 生活支援コーディネーターの候補者等に対して、生活支援コーディネーターの機能・役割やサービス開発の方法、地域の多様な主体との連携の必要性等について理解を深め、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行う。

● 生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業

- ▶ 高齢者の多様な社会参加を推進する取組や、高齢者を担い手とする配食、家事援助、買い物支援、定期的な訪問などの生活支援サービス等の提供に取り組むNPO、ボランティア団体等の育成を行う区市町村を支援する。

● 多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアシステムの推進事業 「東京ホームタウンプロジェクト」

- ▶ 東京の強みを活かした地域包括ケアシステムの構築を支援するため、NPO法人や元気高齢者など多様な主体による地域貢献活動の情報を発信、企業人等のビジネススキルや専門知識を提供する「プロボノ」を活用した地域の福祉団体の運営基盤強化支援、地域福祉の担い手や新たな地域貢献活動を創出するためセミナー等を開催する。

見守りネットワークの構築

- 都市化の進展により、かつての地域社会に見られた住民同士が助け合う「互助」の機能が低下してきている。
- 地域における「互助」の機能を高め、地域住民が主体となって一人暮らし高齢者等を見守り、支え合う仕組みづくりを進める必要がある。

見守りサポーター養成研修事業

- ▶ 高齢者等の異変に気付き、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援する。
- ▶ 研修には、見守りの担い手となる人材育成や個人情報等の取扱い等の具体的事例を盛り込んだガイドブックを活用



ふらっとハウス（地域サロン）事業

- ▶ 空き店舗等を利用して、高齢者が気軽に立ち寄り、参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもりの防止、地域交流のためのネットワーク構築に活用し、地域づくりを進める。